

案内文

①育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律について

厚生労働省では、令和6年5月に「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法（次世代法）」が改正されました。

法改正により、育児・介護休業法では、柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務等とされたこと、また、次世代法の有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、添付のPDFデータ等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

▼【別紙2】育介法・次世代法改正法概要

000788616.pdf (mhlw.go.jp)

▼【別紙3】育児・介護休業法、次世代法改正ポイントのご案内

001259367.pdf (mhlw.go.jp)

■厚労省 HP（育児・介護休業法について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

■厚労省 HP（次世代育成支援対策推進法）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

※【別紙1】労働局長宛通知文書（周知依頼内容に含まないため略）

雇用保険法等の一部を改正する法律について

厚生労働省では、令和6年5月に「雇用保険法等の一部を改正する法律」が改正されました。

法改正により、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置が図られます。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、添付のPDFデータ等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

■厚労省 HP（雇用保険法等の一部を改正する法律について）

令和6年雇用保険制度の改正内容について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

※【別紙1】労働局長宛通知文書（周知依頼内容に含まないため略）

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.12.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.12-1-2.pdf>

「配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー」のご案内

昨今、パートタイマーの方などが年収の壁を意識して、その年収額を一定額以下に抑えるため就業調整を行った結果、

パート労働者を多く雇用する企業は、繁忙期となる年末の人材確保に苦慮するという実態がございます。そこで、政府は、年収の壁に気にせず働けるようにと「年収の壁・支援強化パッケージ」を発表し、その一環として、「配偶者手当見直しに関する資料」を公表しました。

厚生労働省では、配偶者手当の見直しについて、より事業者のみなさまにご理解していただくために、民間企業における配偶者手当の見直しや、職務給の導入等について、労働者や事業主の方などを対象とした賃金制度の見直しに関するセミナーを開催することとしております。

セミナーの概要等は添付しております「別添1」あるいは「別添2」をご確認ください。
インターネットからは、以下の URL よりアクセスください。

▼専用 web サイト (http://www.langate.co.jp/haigu_syokumu/index.html)

つきましては、貴団体におかれましても傘下の会員組合・組合員企業等に対して添付の PDF データ等を用いて、周知していただきますようお願い申し上げます。

▼別添2 配偶者手当と賃金制度の見直しセミナーリーフレット

配偶者 (langate.co.jp)

■厚労省 HP (「配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー」について)

配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.12-2.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.6.12-2-2.pdf>